

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第2項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定の解除
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項（猟銃等射撃指導員）・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（猟銃等射撃指導員の基準）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。</p> <p>なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。</p> <p>(2) 「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。</p> <p>これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。</p>
<p>問 合 せ 先：愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係</p> <p>電話 052-951-1611 内線3176</p>
備 考：